

山陰新幹線整備促進
鳥取市議会議員連盟設立総会 次第

日時：令和元年6月25日

場所：鳥取市本庁舎全員協議会室

- 1 開会
- 2 発起人代表挨拶
- 3 設立趣旨・規約について
- 4 役員選出
- 5 研修 「山陰新幹線の実現に向けた取り組みと現状について」(仮)
- 6 閉会

「山陰新幹線整備促進鳥取市議会議員連盟」賛同者名簿

(敬称略・順不同)

番号	氏名	所属
1	上田 孝春	会派未来ネット
2	上杉 栄一	会派新生
3	吉田 博幸	開政
4	田村 繁巳	公明党鳥取市議団
5	長坂 則翁	会派未来ネット
6	山田 延孝	会派新生
7	砂田 典男	会派新生
8	寺坂 寛夫	会派新生
9	秋山 智博	会派未来ネット
10	椋田 昇一	会派未来ネット
11	平野 真理子	公明党鳥取市議団
12	石田 憲太郎	公明党鳥取市議団
13	太田 縁	無所属
14	岡田 信俊	会派新生
15	西村 紳一郎	会派新生
16	横山 明	会派新生
17	米村 京子	会派未来ネット
18	魚崎 勇	会派新生
19	勝田 鮮二	会派未来ネット
20	足立 考史	無所属
21	星見 健蔵	会派新生
22	吉野 恭介	会派新生
23	前田 伸一	公明党鳥取市議団
24	雲坂 衛	会派新生
25	浅野 博文	公明党鳥取市議団
26	朝野 和隆	会派新生
27	加藤 茂樹	会派新生
28	加嶋 辰史	開政

「山陰新幹線整備促進鳥取市議会議員連盟」規約（案）

（名称）

第1条 この連盟は、「山陰新幹線整備促進鳥取市議会議員連盟」（以下、連盟という）と称する。

（目的）

第2条 連盟は、山陰地方への新幹線整備について具体的な進展を促すために、山陰新幹線整備についての調査研究をはじめ、国・県・執行部への要望、意見交換、他の自治体議会と連携することを目的とする。

（組織）

第3条 連盟は、目的に賛同する市議会議員をもって構成する。

（役員）

第4条 連盟に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）幹事長（会計） 1名
- （4）監 事 1名

2 役員は、総会において、加盟議員の互選によって定める。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の仕事）

第5条 会長は、連盟を代表し、その運営を総括し、会議を主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事長は、会長のもとで連盟の事務を統括し、庶務を処理する。

4 監事は、連盟の会計を監査する。

（会議）

第6条 連盟の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会及び役員会は、必要の都度、会長が招集する。

（総会）

第7条 総会は、加盟議員をもって構成し、その半数以上の出席をもって成立する。

2 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。

（役員会）

第8条 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、その半数以上の出席をもって成立する。

2 役員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。

(経費等)

第9条 連盟の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、年額 1,000 円とし、年度の途中において加盟又は脱退した者も同額とする。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか連盟の会務に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、令和元年6月25日から施行する。

2 設立年度の会計は、第9条第3項に関わらず規約の施行日から令和2年3月31日とする。

「山陰新幹線整備促進鳥取市議会議員連盟」役員名簿（案）

令和元年6月25日

会 長	うえすぎ えいいち 上杉 栄一
副会長	うえた たかはる 上田 孝春
副会長	たむら しげみ 田村 繁己
幹事長	ほしみ けんぞう 星見 健蔵
監 事	よしだ ひろゆき 吉田 博幸